

2007年12月5日

厚生労働大臣 舩添 要一様

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
会長代行 古川和子

全国労働安全衛生センター連絡会議
議長 天明佳臣

中皮腫・じん肺・アスベストセンター
所長 名取雄司

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5F

電話 5627-6007

要望書

平成17・18(2005～06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を求めます。

2005(平成17)年7月厚生労働省労働基準局労災補償部労災補償課の事業所名公開により、周辺住民で中皮腫や胸膜肥厚斑の原因がわからなかった方についてその理由が判明したり、同じ事業所で過去に勤務していた中皮腫の方が原因に気づいたりしました。特に肺がんの方は喫煙等が原因とされてきた訳ですが、事業所に中皮腫の方が発症していることを知り、自分の肺がんの原因に気づき多くの方が、この2年間で数千人の方が労災補償を受けられました。この際に国が開示に踏み切った理由は3点あり、1)周辺住民の方への適切な情報提供 2)過去に勤務していた方への情報提供 3)自治体にとり適切な健康対策を立てるための情報提供でした。

厚生労働省のこの間の情報非開示を受けて、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの運営委員が中心となり、2007年4月から47都道府県労働局に、平成17・18年度の「中皮腫・肺がんの労災認定事案」の情報公開を求めました。資料の多くは墨塗りで開示されているため、一部しか知りえませんが、重要な情報が得られてきました。しかし、本当に知りたい作業や曝露形態の情報は全く開示されていません。またこの情報は、国の機関である労働基準監督署のみ知る事実で、当該地域の保健関係者や自治体関係者も知らない情報である事も、極めて問題だと思えます。

したがって、貴職におかれましては、

- 1) 平成 17・18(2005～06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を早急に実施されるよう、又開示時期を明らかにされること
 - 2) 公表事例が少ない産業及び職種では石綿曝露形態と使用石綿製品の情報を所轄監督署・労働局から収集し開示すること。
 - 3) 開示疾患別件数の対象疾患に石綿肺・合併症を含めること。
 - 4) 建設業においては労災認定事業場と所属事業場が異なることが多いが、所属事業場について明らかにすることは、ともに働いていた労働者等に対しては公表の意義があるので、従来通り公表すること。同時に、元請事業場名となる場合は直接所属事業場名についても公表すること。
 - 5) 製造業など常態的にその事業場で就労を行っている場合が多い構内下請労働者、派遣労働者の場合は、元請事業場名や派遣先事業場名も合わせて公表すること。
 - 6) 死亡年度別の、男女別・都道府県別の認定件数を公表すること。
 - 7) 石綿ばく露状況について、職種とばく露状況をよりわかりやすくすること。
- を要望いたします。